

公益財団法人長崎県産業振興財団 専門家派遣事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 本事業は、創業や経営の向上を図る中小企業者等が抱える様々な問題（経営、技術、人材、情報化等）に対して民間の専門家を派遣し、適切な診断・助言を行うことにより問題の解決を図り、もって創業や経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 本事業の対象となる事業者は、県内に事業所を有する事業者又は県内で創業を予定する者であり、次の要件に該当するものとする。

- (1) 派遣申請に基づき、経営的・技術的診断及び助言が必要と認められるものであること。
- (2) 地方自治体及び中小企業支援機関による派遣要請で、支援が必要と認められるものであること。

(専門家の派遣申請)

第3条 専門家の派遣を希望する者は、公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「財団」という。）に専門家派遣申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(事前調査の実施)

第4条 財団は専門家派遣申請書の提出があったとき、派遣申請者に対して事前調査を行うこととし、その結果は専門家派遣事業事前調査書（様式第2号）として報告することとする。

(派遣の決定)

第5条 財団は、専門家派遣申請書の内容が次の各号に該当するか適否を審査し、派遣を決定するものとする。

- (1) 創業又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲のある中小企業者等であること。
 - (2) 創業又は経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
 - (3) 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- 2 専門家の派遣にあたっては、別に定める公益財団法人長崎県産業振興財団専門家登録要領により登録された専門家を派遣することとし、専門家に対し専門家支援依頼書（様式第3号）により依頼するとともに、支援企業に専門家派遣決定通知書（様式第4号）により通知する。

(派遣回数)

第6条 支援企業に対する専門家派遣回数は、1企業につき同一事業年度で7回以内とし、同一の専門家で行うこととする。

(支援計画書の作成)

第7条 専門家は、初回の診断・助言終了後支援計画を立てることとし、速やかに専門家派遣事業支援計画書（様式第5号）を作成し財団に提出しなければならない。

(決定事項の変更及び中止)

第8条 支援企業は、専門家の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、直ちに財団に対し報告、相談しなければならない。

- 2 前項の場合、相談を受けた財団は、支援企業等に必要な指示を出し、適切に処理する。

(専門家の業務報告)

第9条 専門家は、各回の診断・助言を実施した後、速やかに専門家派遣業務報告書（様式第6号）により財団に報告しなければならない。

(支援企業の報告)

第10条 支援企業は、専門家による診断・助言がすべて完了後、専門家派遣結果報告書(様式第7号)により財団に報告するものとする。

(謝金等)

第11条 専門家の謝金単価は、県内在住者は1回あたり30,900円、県外在住者は1回あたり51,500円とし、旅費は公益財団法人長崎県産業振興財団の職員等の旅費に関する規程に準じて支給するものとする。

2 財団は、すべての診断・助言が終了後、支援企業からの負担金の納付を確認したうえで、専門家への謝金等を支給するものとする。ただし、初回実施日より3ヶ月以上にわたる診断・助言が必要となる場合で専門家からの要望があったときは、その限りではない。

(支援企業の負担金)

第12条 支援企業は、前条に規定する謝金単価及び旅費に派遣回数に乗じた金額から、財団が負担する3分の2相当額(1,000円未満の金額は切り捨てる。)を控除した額を負担する。

2 前項により支援企業の負担金額が決定後、専門家派遣事業に係る負担金請求書(様式第8号)により支援企業に通知するとともに、専門家派遣事業に係る謝金等通知書(様式第9号)により専門家に通知する。

3 支援企業は、財団が発行する請求書を受け取った日から14日以内に負担金を支払うものとする。

(機密保持)

第13条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た支援企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は財団が別に定める。

(附則)

この要領は、平成14年度事業から適用する。

この要綱は、平成26年4月21日から実施する。

この要綱は、平成29年7月12日から実施する。